

最高裁判決に基づき全ての生活保護利用者に対する
速やかな被害回復措置を求める意見書

2013年から2015年まで、生活保護基準のうち生活費の部分に当たる生活扶助基準が平均6.5%、最大10%引き下げられた（以下、「本件引き下げ」という）。

本件引き下げについて29都道府県で、1027人の原告が取り消しを求めて提訴したところ令和7年6月27日、最高裁判所が厚生労働大臣の判断は裁量権の範囲の逸脱又はその濫用があり違法であるとして、本件引き下げを理由とする保護変更決定処分を取り消す判決を言い渡した。

この最高裁判決を受け、違法状態を全面的に解消することが必要であり、原告のみならず全ての受給者や他制度にも波及した影響も含め、国は速やかに被害回復措置を取ることが求められる。

生活保護利用者の多くは、高齢者や障がい者及び母子世帯などの所得の低い方々で構成されており、暮らしや命に大きな影響を与える。

また、生活扶助基準は就学援助などの諸制度とも連動しており、本件引き下げに伴いこれらの制度の対象者にも影響が生じたと考えられることから、その実態を把握し必要な対応を図ることが重要である。

よって、最高裁判決の趣旨を踏まえ、すべての生活保護利用者が安心して生活できるよう原告を含む全受給世帯に被害の回復措置を早急に講じることを強く求める。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年12月12日

奈良県平群町議会議長 山田 仁樹

衆議院議長 額賀 福志郎 殿

参議院議長 関口 昌一 殿

内閣総理大臣 高市 早苗 殿

厚生労働大臣 上野 賢一郎 殿